

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：京都工芸繊維大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考	
	該当なし											
合計					0							0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：京都工芸繊維大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	会計監査にかかる報酬	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成18年6月30日	6,405,000	企画競争・公募	提案書により最も有利な提案者を役員会で候補者として選定するが、最終的に文部科学大臣が選任した唯一の監査人であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	企画競争を実施		
2	(株)日立ハイテクノロジーズ京都営業所 京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65	テンプレート調整とDNAシークエンス解析 30,000解析	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成18年9月27日	9,450,000	随意契約	本研究は、研究開発当初からすべて日立系列グループで解析等を実施しており、受託業者の変更は、これまでの解析数値の変更となり研究上問題が生じる。また、本学の要求要件すべてを満たす業者は、(株)日立ハイテクサイエンスシステムズしかなく、当該社のDNAシークエンス受託サービスの提供の国内における唯一の代理店は(株)日立ハイテクノロジーズのみであるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
3	特定非営利活動法人文化財修復構造技術支援機構 京都府八幡市八幡園内14番地	京都工芸繊維大学国宝(建造物)二条城二之丸御殿大広間他3棟耐震診断調査等業務	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成18年11月15日	9,097,935	随意契約	本調査対象物は国宝及び重要文化財で、本調査等業務は書院木造建築の耐震診断、構造解析、構造補強等について高度な専門的知識を有し、豊富な経験と十分な知識を有している団体しか業務を行うことが出来ないため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
4	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	試験問題	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成18年12月15日	5,834,273	随意契約	本学の極秘事項であり、契約の目的を達成出来る実績を有するため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		15
5	B-Bridge International, Inc 東京オフィス 東京都千代田区鍛冶町1-9-11	外国雑誌	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成19年1月4日	9,306,514	随意契約	雑誌の外貨額が確定しない段階で予約するために、前年度価格による見積合わせにより予約業者を決定し、外貨額が確定後に予約業者と随意契約を行う必要があるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
6	(株)紀伊国屋書店 京都営業部 京都市中京区御池通り間之町東入高宮町206番地	外国雑誌	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成19年1月4日	6,355,911	随意契約	雑誌の外貨額が確定しない段階で予約するために、前年度価格による見積合わせにより予約業者を決定し、外貨額が確定後に予約業者と随意契約を行う必要があるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
7	(株)大建設計京都事務所 京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680-1	京都工芸繊維大学(松ヶ崎)総合研究棟等改修設計業務(建築)	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成19年2月20日	18,900,000	企画競争・公募	プロポーザル方式により企画競争を実施した結果、特定した業者以外は業務を実施することができないため(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	企画競争を実施		
8	(株)総合設備コンサルタント大阪事務所 大阪市西区西本町2-1-30	京都工芸繊維大学(松ヶ崎)総合研究棟等改修設計業務(設備)	国立大学法人京都工芸繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	平成19年2月22日	5,670,000	企画競争・公募	プロポーザル方式により企画競争を実施した結果、特定した業者以外は業務を実施することができないため(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	企画競争を実施		

9	富士通(株)京都支社 京都市下京区四条通 麩屋町西入立亮東町 1	財務会計システム保守	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地	平成19年3月28日	6,159,888	随意 契約	システムがブラックボックスとなっており、システムを構築した当該業者でないことと保守を行なうことができないため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
10	三菱電機ビルテクノ サービス(株)関西 支社 大阪市北区天満橋1 丁目8番30号	京都工芸繊維大学エ レクター設備保全業務	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地	平成19年3月30日	21,768,495	随意 契約	制御機構が事実上ブラックボックスとなっており、また故障時の早期復旧のため交換部品は速やかに入手できることが必要となる。部品等の入手の点からもメーカーの保守サービス会社以外には完全な業務を行うことができないため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
11	大阪ガス(株)エネ ルギー事業部 京滋エネルギー営業 部 京都市下京区中 堂寺栗田町93番地	京都工芸繊維大学空冷式 ガスヒートポンプパッ ケージエアコン保全業務	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地	平成19年3月30日	4,129,755	随意 契約	ガスヒートポンプは、大阪ガス(株)作成の保守基準に基づき、各地区毎に設置した大阪ガス(株)の営業部に委託されており、競争の余地がないため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
12	京都市公営企業管理 者上下水道局 京都市南区東九条東 山王町12番地	水道料金(1期分)	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地		7,337,475	随意 契約	地方公共団体との契約であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
13	京都市公営企業管理 者上下水道局 京都市南区東九条東 山王町12番地	水道料金(2期分)	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地		6,928,354	随意 契約	地方公共団体との契約であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
14	京都市公営企業管理 者上下水道局 京都市南区東九条東 山王町12番地	水道料金(3期分)	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地		7,806,877	随意 契約	地方公共団体との契約であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
15	京都市公営企業管理 者上下水道局 京都市南区東九条東 山王町12番地	水道料金(4期分)	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地		6,432,079	随意 契約	地方公共団体との契約であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
16	京都市公営企業管理 者上下水道局 京都市南区東九条東 山王町12番地	水道料金(5期分)	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地		6,810,481	随意 契約	地方公共団体との契約であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
17	京都市公営企業管理 者上下水道局 京都市南区東九条東 山王町12番地	水道料金(6期分)	国立大学法人京都工芸 繊維大学長 江島義道 京都市左京区松ヶ崎橋 上町1番地		7,115,066	随意 契約	地方公共団体との契約であるため。(会計規程第38条第1項第1号、契約規則第9条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14
合計					145,508,103					

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表表
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当するものを除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたのものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、
該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」